第三十六条の四第一項中「七月」を「九月」に改め、同条第二項中「さかのぼつて」を「遡つて」に改める。

第七十四条第四項を削る。

第百六条第一項中「、国民年金手帳」を削る。

第百九条の四第一項第四号を削り、同項第四号の二を同項第四号とし、同項第三十五号の二中「附則第五条第五項」を「附則第五条第四項」に改める。

第百十一条の二中「違反した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第百十二条第三号中「国民年金手帳、」を削る。

第百十三条の二中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第百三十条第二項中「附則第九条の二」の下に「若しくは第九条の二の二」を加える。

附則第五条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、同条第十二項中「第十四項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「附則第五条第十三項」を「附則第五条第十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「附則第五条第十四項」を「附則第五条第十三項」に改め、同項を同条第十三項とする。

附則第七条の四第二項を削る。

附則第九条の五の見出し中「業務等」を「業務」に改め、同条第一項中「、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収の業務を」を削り、「第十二条第一項に規定する債権の」の下に「管理及び回収の業務を、当該債権の」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二十八条の規定による改正前の独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けに係る債権の管理及び回収の業務を、当該債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構に行わせるものとする。

第三条　国民年金法の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「前項の申出」の下に「（第五項の規定により前項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「の申出」の下に「（第五項の規定により第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。次項において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

5　第一項の規定により老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる者が、七十歳に達した日後に当該老齢基礎年金を請求し、かつ、当該請求の際に同項の申出をしないときは、当該請求をした日の五年前の日に同項の申出があつたものとみなす。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　八十歳に達した日以後にあるとき。

二　当該請求をした日の五年前の日以前に他の年金たる給付の受給権者であつたとき。

第四十六条第一項中「の申出」の下に「（同条第五項の規定により同条第一項の申出があつたものとみなされた場合における当該申出を含む。）」を加える。

（厚生年金保険法の一部改正）

第四条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号ヘ中「貨物積みおろし」を「貨物積卸し」に改め、同号ト中「と、殺」を「と殺」に改め、同号に次のように加える。

レ　弁護士、公認会計士その他政令で定める者が法令の規定に基づき行うこととされている法律又は会計に係る業務を行う事業

第十二条第一号ただし書中「所定の」を「定めた」に改め、同号ロ中「者」の下に「であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの」を加え、同条第五号中「ニまで」を「ハまで」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとする。

第二十七条中「事業主（」の下に「第百条第一項及び第四項、第百二条第二項並びに第百三条を除き、」を加える。

第四十一条第一項ただし書中「年金たる保険給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び」を削る。

第四十三条第二項を次のように改める。

2　受給権者が毎年九月一日（以下この項において「基準日」という。）において被保険者である場合（基準日に被保険者の資格を取得した場合を除く。）の老齢厚生年金の額は、基準日の属する月前の被保険者であつた期間をその計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。ただし、基準日が被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの間に到来し、かつ、当該被保険者の資格を喪失した日から再び被保険者の資格を取得した日までの期間が一月以内である場合は、基準日の属する月前の被保険者であつた期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、基準日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。

第四十三条第三項中「、前項の規定にかかわらず」を削る。

第四十四条第一項中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改める。

第四十四条の三第二項各号中「五年」を「十年」に改める。

第六十一条第三項中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に改める。

第七十八条の十第一項中「第四十三条第一項及び第二項」を「第四十三条第一項」に改める。

第七十八条の二十六第二項中「同条第三項」を「同条第二項及び第三項」に改める。

第七十九条第四項を削る。

第九十二条第一項中「初日から五年を経過したとき」の下に「、保険給付の返還を受ける権利は、これを行使することができる時から五年を経過したとき」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、若しくはその還付を受ける権利又は保険給付の返還を受ける権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

第百条第一項中「事業主」を「適用事業所若しくは適用事業所であると認められる事業所の事業主又は第十条第二項の同意をした事業主（第四項、第百二条第二項及び第百三条において「適用事業所等の事業主」という。）」に改め、同条第四項中「事業主」を「適用事業所等の事業主」に改める。

第百条の三に次の三項を加える。

3　実施機関は、厚生労働省令で定めるところにより、当該実施機関を所管する大臣を経由して、厚生年金保険に関する事業状況を把握するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項について厚生労働大臣に報告を行うものとする。

4　前項の規定による報告は、厚生労働大臣及び実施機関を所管する大臣が適当と認める場合には、実施機関を所管する大臣を経由しないで行うことができる。

5　第三項の厚生年金保険に関する事業状況を把握するために必要な事項について、実施機関を所管する行政機関が保有する統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第十項に規定する行政記録情報を用いることにより把握することができる場合には、厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、当該事項について、当該行政機関の長に報告を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該行政機関の長が報告を行つた事項については、第三項の規定による報告を行うことを要しない。